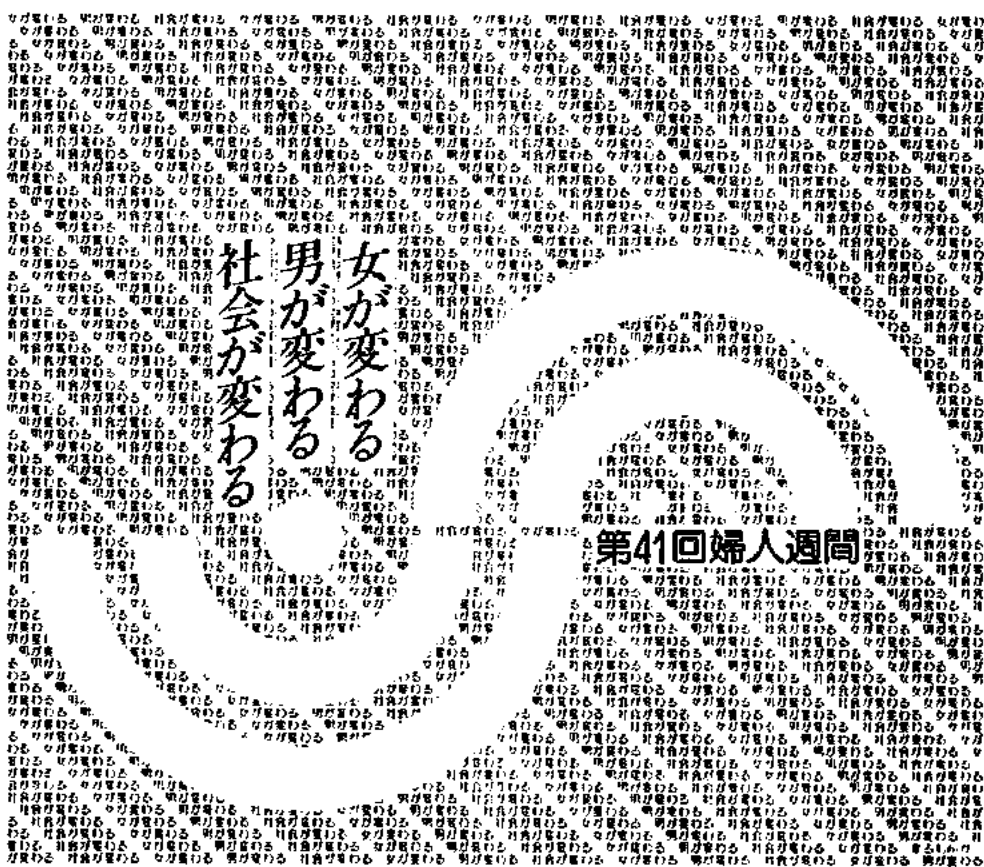


女性の能力や役割についての 固定的な考え方を直そう



労働省婦人局

**婦人の地位の向上を図るためには、「男だから…」
「女だから…」という意識を見直す必要があります。**

21世紀に向けて婦人の地位を、職場、家庭、地域において実際に向上させていくためには、法律や制度の整備だけでは不十分であり、社会に根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方や、それに基づく慣行及び行動様式を見直すための努力を継続していく必要があります。

このことは、政府（婦人問題企画推進本部）が昭和62年5月に決定した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」においても目標の第1に掲げられており、また、「女子差別撤廃条約」や「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」においても要請されているところです。

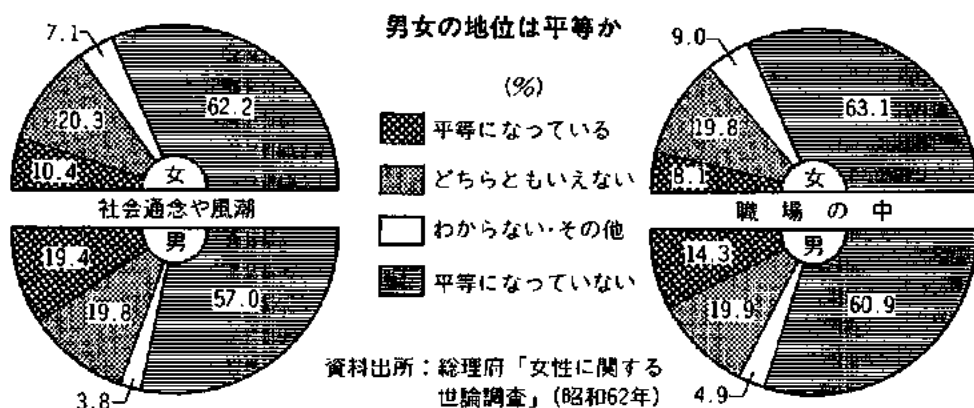
そこで、第41回婦人週間は、「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」をテーマに、「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」をキャッチフレーズとして実施します。

真の男女平等を目指し、男女双方及び社会一般が、職場、家庭、地域において、「女は家庭 男は仕事」という性別役割分担意識やそれに基づく慣行等を見直すための活動を一層推進し、身近かなところから婦人の地位の向上を図っていきましょう。

I. 男女平等を実現していくためには、女性の能力や役割についての認識や社会通念を変える必要があります。

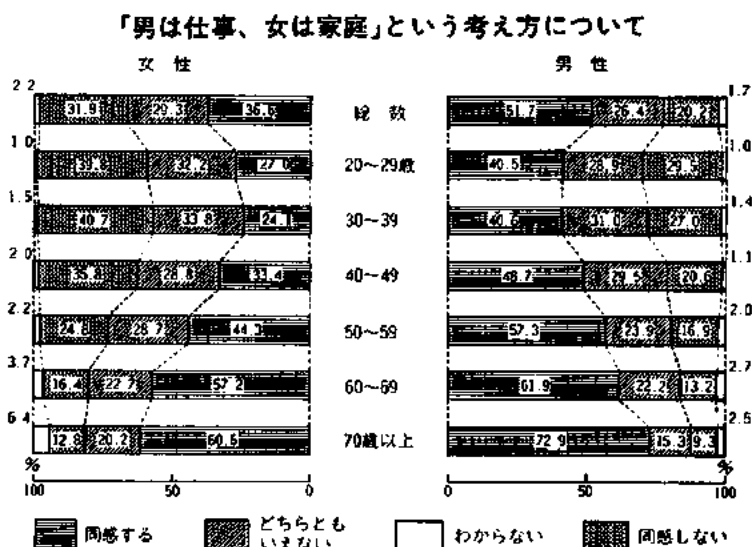
1. 男女平等に関する意識

男女とも約6割の者が、「社会通念や風潮」や「職場の中」において、「男女の地位は平等になっていない」と思っています。



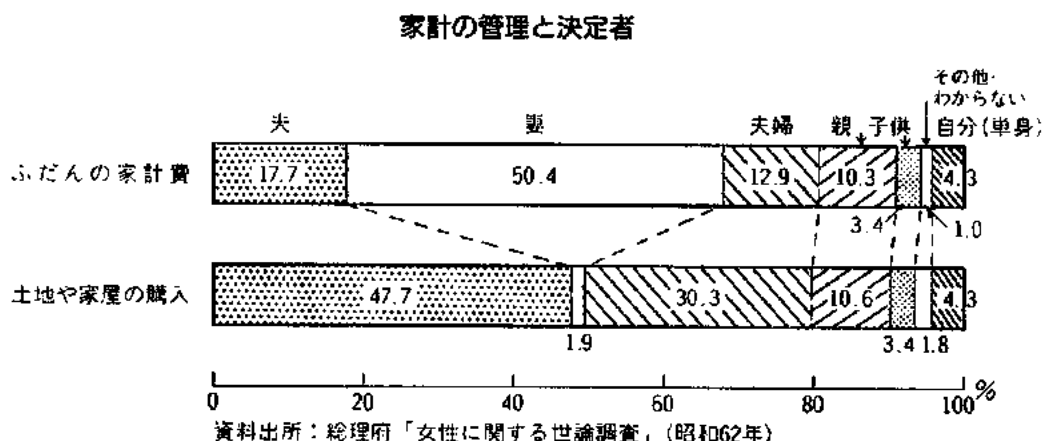
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する女性の割合は、30代層が24.1%と最も低く、40代層以降高年齢層になるほど高くなっています。

男性は、各年齢層とも同感する者の割合が同感しない者を上回っています。

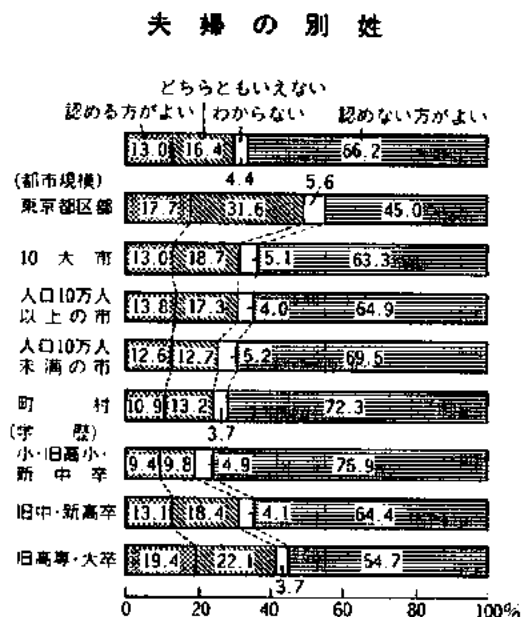


2. 家庭における女性の地位

ふだんの家計費については「妻」が最終的に決定すると答えた人が50.4%ですが、土地や家屋の購入については「夫」が47.7%となっています。



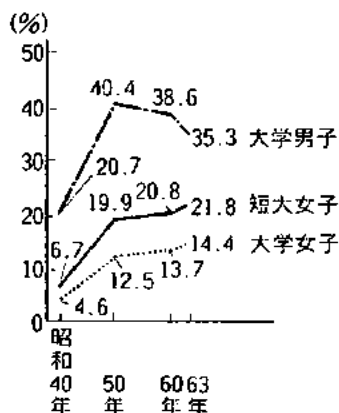
夫婦が別々の姓を名のことについては、「認めない方がよい」と答えた者が66.2%で「認める方がよい」の13.0%をかなり上回っています。東京都区部や学歴が高くなるほど「認めるほうがよい」が多くなっています。



3. 女子の就学状況

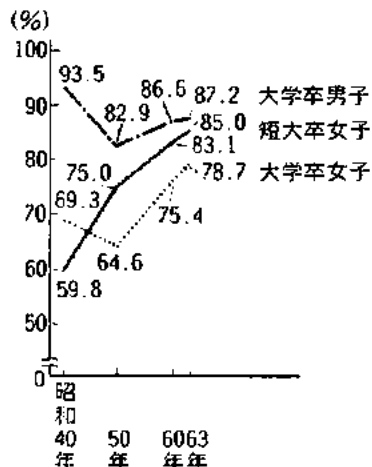
女子の短大、大学への進学率は、年々高まり女子の高学歴化がすすんでいます。また、女子の短大、大学卒業者の就職率も上昇を続け、就職率の男女差は縮小しています。

短大・大学への進学率の推移



資料出所：文部省「学校基本調査」

短大・大学新規学卒者の就職率の推移



資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率＝

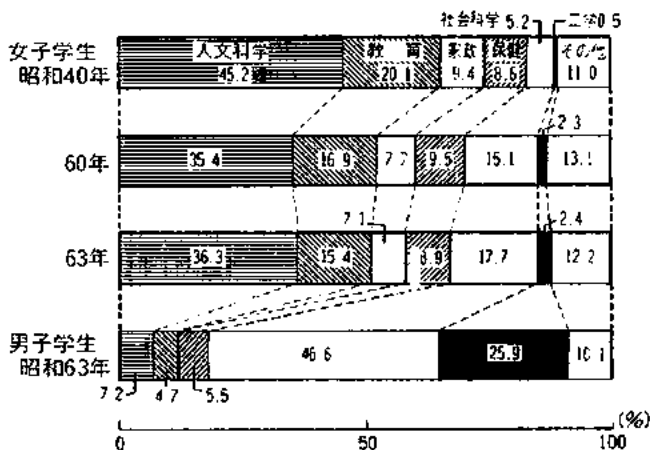
$$\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$$

(注) 就職率 大 卒＝ $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業生}-\text{進学}-\text{臨床研修医}} \times 100$

$$\text{短大卒} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業生}-\text{進学}} \times 100$$

女子大学生の専攻分野は、男子に比して「社会科学」、「工学」の割合がまだ少ないものの、これらの分野も徐々に増加しています。

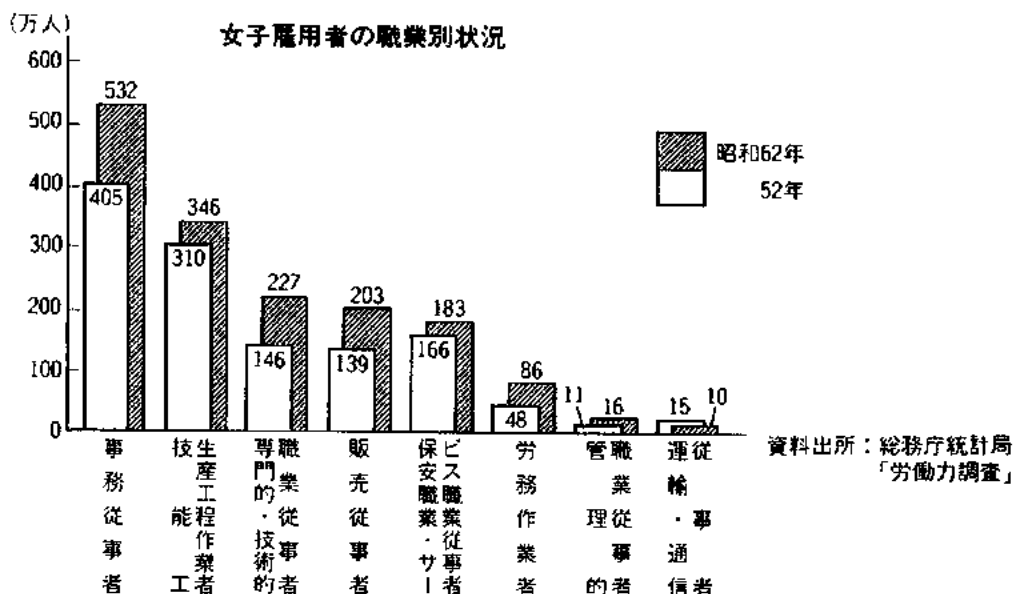
専攻分野別四年制女子学生の割合



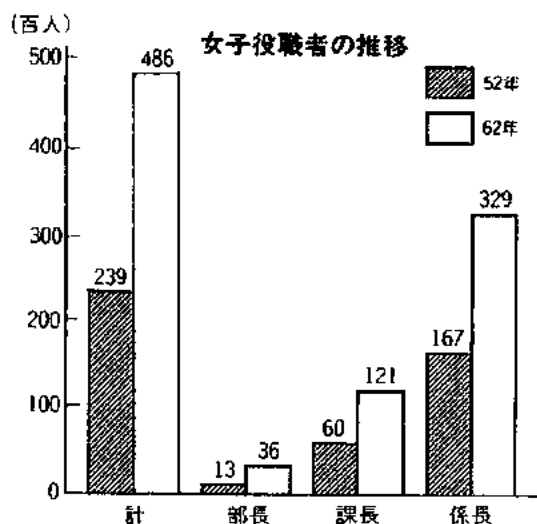
資料出所：文部省「学校基本調査」

4. 働く女性の現状

昭和62年の女子雇用者は、1,615万人で、職業別にみると、もっとも多いのは事務従事者(532万人)ですが、この10年間の変化をみると、事務従事者のほか、専門的技術的職業従事者や販売従事者などの伸びが大きくなっています。



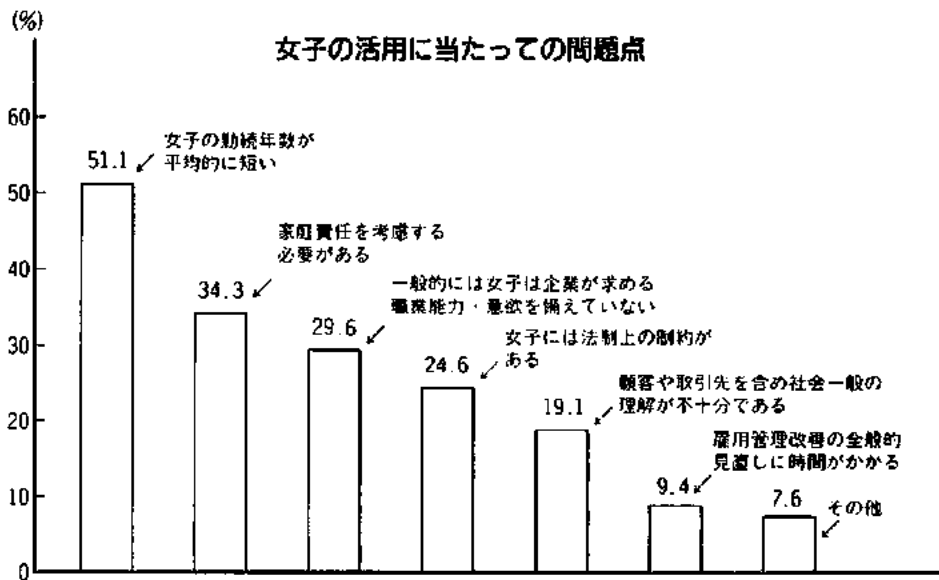
企業規模 100 人以上の企業における女子の役職者の数は、昭和52年の2万4千人から62年には4万9千人と、52年に比べほぼ2倍に増加しています。



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 役職者とは部長、課長、係長に限定して集計したものであり、部長代理、課長代理などの中間的な職階及びスタッフ的な職階は含まれていない、係長相当職以上のその他の役職者を含めると、女子役職者数は昭和62年において約11万4千人(昭和52年約4万7千人)である。

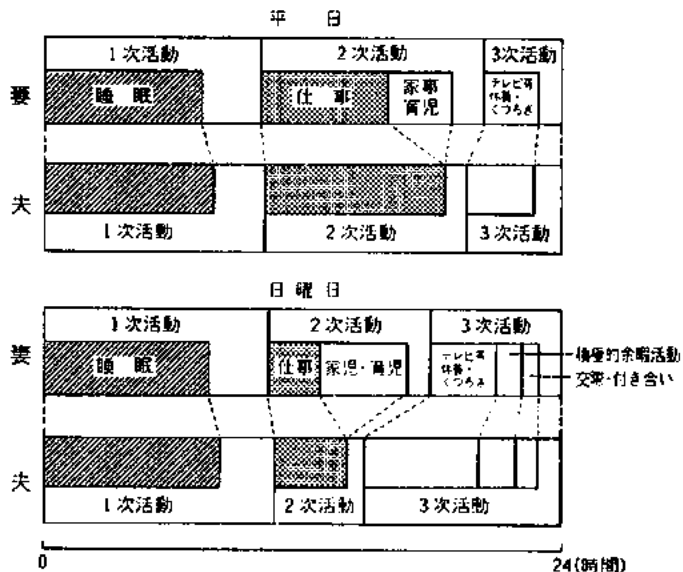
女子の活用に当たっての問題点として、「女子の勤続年数が平均的に短い」を半数以上の企業が挙げています。



資料出所：労働省婦人局「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」

共働き夫婦の生活時間をみると、平日、日曜日とも家事、育児、買い物をほとんど妻が担っています。

共働き夫婦の生活時間



資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)

(注) 機能的余暇活動とは趣味・娯楽、学習・研究、スポーツ、社会奉仕をいう。

5. 女性の政策決定への参加

国会や地方議会の議員のうち婦人の占める割合は、それぞれ3.8%、2.2%とごくわずかです。

議員中の婦人の状況

区 分	昭和63年3月現在			61年7月現在	50年10月現在
	総 数	う ち 婦 人	婦人の割合	婦人の割合	婦人の割合
国 会 議 員	757	29	3.8%	3.8%	3.4%
衆 議 院	506	7	1.4	1.4	1.5
参 議 院	251	22	8.8	8.8	7.2
地方議会議員	昭和62年12月31日現在			60年12月31日現在	50年12月31日現在
	67,299	1,447	2.2	1.6	0.9
	都道府県議会	2,895	64	2.2	1.3
	市・区議会	20,481	861	4.2	3.2
	町 村 議 会	43,923	522	1.2	0.9

資料出所：衆院・参院各事務局、自治省調べ

また、国の各種審議会等委員のうちの婦人の割合は高まってきてはいますが、まだ、6.3%です。

各種審議会等委員中の婦人の状況

区 分	審議会 総 数	うち婦人 を含む審 議会 数	婦人を含 む審議会 の 比 率	委員数	うち婦人	婦人の 比 率
昭和50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
62年3月31日	204	121	59.3	4,662	295	6.3

資料出所：総理府調べ

(注1) 国家行政組織法第8条に基づく国の審議会等のみの数字である。(但し、地方支分部局に置かれている審議会等を除く)

(注2) 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

II. あなたはどう思いますか。皆で考え、また話し合ってみましょう。

〔職場・仕事〕

- ① 仕事を選ぶとき、「男性向きの仕事」、「女性向きの仕事」を探すのがよい。
- ② 仕事上の相手が女性であると不安になる。
- ③ 女性は責任も軽く、補助的な仕事に限る。
- ④ 女性の上司にはつかえたくない。
- ⑤ 男は家族を扶養する立場だが、女はそうでないから、同じ内容の仕事であっても同じ賃金というわけにはいかない。
- ⑥ 男性が家事や育児のために会社を休むなんて、とんでもない。

〔家 庭〕

- ① 育児は母親の仕事だから、子供が生まれたら勤めはやめるべきである。
- ② 男性が子供を背負って買い物をしているのを見ると気の毒に思う。
- ③ 家事や老親の世話は女性の仕事である。
- ④ 世帯主、子供の保護者には、男がなるのはあたりまえである。

〔地域社会〕

- ① 自治会やPTAの会長は、やはり男性がつとめるべきである
- ② 神事、祭事は男だけで執り行うものである。
- ③ 大切な交渉ごとには、男性が出てくるべきである。

〔教育・しつけ〕

- ① 男の子には男の子の、女の子には女の子の育て方というものがある。
- ② 男の子は大学を出る必要があるが、女の子は短大まででよい。
- ③ 女の子が大学へ行く場合、家政科や文科を専攻するほうがよい。

〔その他〕

- ① 結婚して女性が「姓」を変えるのは当然である。
- ② 女は感情的で、リーダーや管理職には向かない
- ③ 政治のことなど、女には無理である。
- ④ 女性は控え目なのが一番よい。
- ⑤ 食事などの勘定は男性が支払うものである。

お母さんなんでや

奈良 三木 たかひろ（男）

（大和高田市立磐園小学校3年）

「タコはんやで。」

お母さんのよぶ声でぼくと妹は、台所に行きます。今日のおかずは魚です。

テーブルの上にならんでいる魚を見るといつものようにぼくの所には頭の方が、妹の方にはしっぽの方をおいてあります。

（なんでぼくの方がいつも頭の方やろ）

と思って、お母さんに、

「お母さん、どうしてぼくにはいつも頭の方ばかり食べさせるんや。」

と聞きました。

すると、お母さんは、

「それはな、頭の方がえいようがあるからやで、たかひろは男の子やから、大きく強くなってもらわんとなあ。」

と答えてくれました。ぼくは、

「ふうん。」

と言いましたが、心の中で

（そうかなあ、男の子も女の子も大きくなるんやからいっしょとちがうかなあ。頭の方がえいようがあるんやったら妹にも食べさせたらええんとちがうかな）

と思いました。

妹を見ると、しっぽの方でも何ともないのか、何も言わずに食べています。

ぼくはやっぱりおかしいと思いながら、魚の頭をはしでつつきました。

そういえば、服がズボンから出ていたりすると、

「男の子やからもっとちゃんとしなさい。」

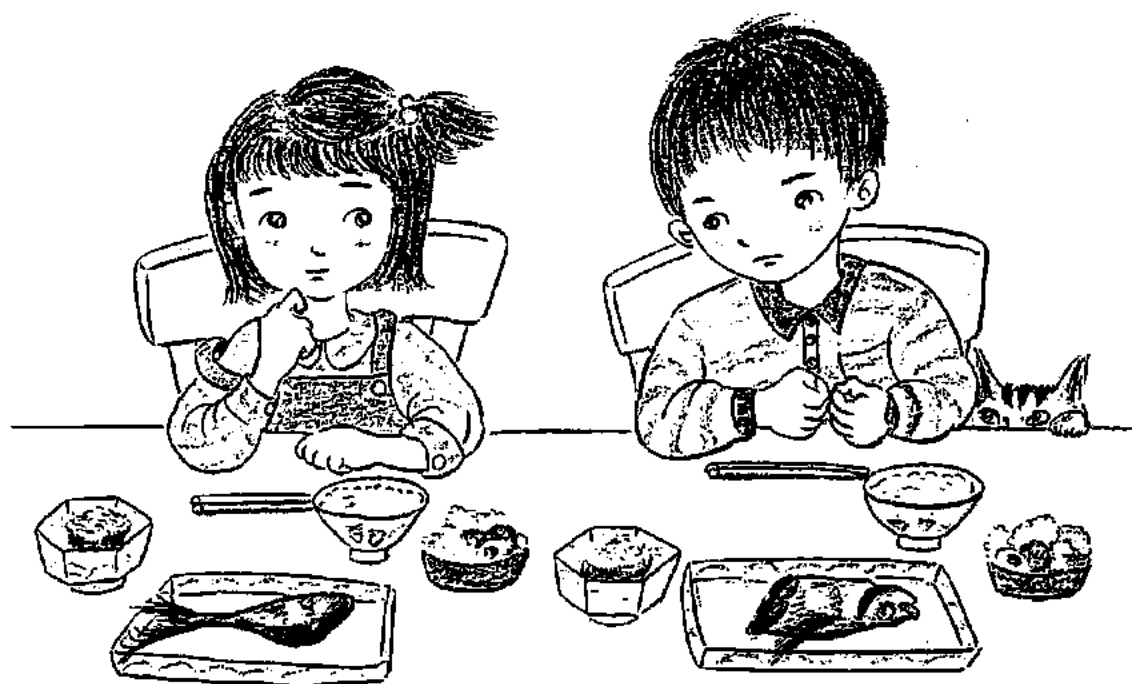
妹とけんかをすると、

「お兄ちゃんは男の子やから妹をなかさんとき。」

と、いつも男の子だから……とよく言われます。

「お母さん、男でも女でもお母さんから生まれたんやからいっしょやで、何でもいっしょに
せんとあかんのとちがうか。」

今度、魚が出たらぼくは、そう言おうと思っています。



まちだまりこ

第41回婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、昭和24年以来、この日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、婦人の地位の向上のための啓発活動を全国的に実施している。

西暦2000年に向けて、婦人の地位が実際に向上していくためには法律や制度が整っただけでは不十分であり、職場、家庭、地域に残っている女性の能力についての社会通念や男女の固定的な役割分担を見直すための努力の継続が必要である。

第41回婦人週間は、男女双方及び社会一般が真の男女平等を目指して性別役割分担意識に基づく慣習や男女の能力についての偏った見方などを見直すための活動を促進することに目標をおいて実施する。

2. テ ー マ

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

3. キャッチフレーズ

女が変わる 男が変わる 社会が変わる

4. 期 間

平成元年4月10日～16日

5. 主 唱

労働省

6. 協力を依頼する機関、団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7. 主唱機関の行うこと

- ・本週間の趣旨に沿った諸活動の推進
- ・資料作成
- ・広報啓発活動

8. 関係機関・団体等への協力依頼事項

- ・本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- ・主唱機関の実施する諸活動への協力、参加